

1993年11月11日
(平成5年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

立入検査等予防業務及び防火管理業務に係るコンピュータ利用について (答申)

1993年(平成5年)11月1日付で諮問された、立入検査等予防業務及び防火管理業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 本市では、消防法に基づき、防火対象物の消防設備等の維持管理状況の立入検査を実施しその結果に基づき台帳を作成し、さらに消防組織法により定期的に国への統計報告及び市等に提出する統計資料の作成を行っている。また、防火管理者の資格・講習を行い台帳を作成している。
- ・ これらに関する事務においては、防火対象物台帳は約8,600件、危険物施設台帳は約900件、防火管理者台帳は約1万件にも上っており、現在すべて手作業により行われているため迅速性や正確性に欠けるおそれがあり、さらに統計事務処理についても市内6ヶ所の出張所に保管されているのでそれぞれを本部でまとめるなど事務処理が煩雑となり事務に支障を生じるようになってきている。
- ・ このため、これら立入検査等予防業務等に係る一連の事務をコンピュータ化し、事務処理の迅速性や正確性を図りさらに市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- コンピュータ利用の必要性

本業務は、防火対象物が各地域に存在しているために台帳は各出張所で管理され事務処理が行われており、また、それらを利用して法令等により定期的に統計資料を作成する必要があることから、これらをすべて手作業で行うことは非効率的であり、さらに適切な予防業務を行ううえでの支障となっていることからコンピュータを利用する必要性は認められる。

- 取扱う個人情報の範囲

コンピュータで取扱う項目は、防火管理受講者の氏名、住所等の基本的事項をはじめ、受講年度、勤務先、役職、再交付日、敷地情報、棟情報、設置単位情報、事業所情報、危険物情報となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

- 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- 安全対策

本業務の処理にあたっては、機器の使用者を限定したうえで個人ごとにパスワードを設定するほか、機器の設置場所についても充分考慮すること等を規定した、「立入検査等予防業務等に係る個人情報取扱い要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上